

別紙

「京丹後市個人情報保護条例」についてのご意見の要旨と市の考え方について

項目	意見の概要	市の考え方
1 実施機関の責務について	<p>実施機関の責務（第3条）について、大阪市個人情報保護条例（以下「大阪市条例」という。）第3条には、次のような規定があります。「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を十分に尊重しなければならない。」</p> <p>もう少し実施機関の責務については踏み込んだ方がよいと思います。</p>	<p>市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることが本条例の目的の一つであるため、御指摘のとおり、この条でこれらの権利を十分尊重する規定を入れたいと考えます。</p>
2 第2章の構成について	<p>第2章の実施機関が取り扱う個人情報の保護について、「第1節 個人情報取扱事務の登録」と「第2節 個人情報の取扱い」を入れ替えて、個人情報を取り扱う姿勢を前に持ってくるべきです。</p>	<p>御指摘のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）等を参考に節の構成を入れ替えます。</p>
3 安全確保の措置と例外規定について	<p>安全確保の措置（第11条）について、施行規則と要綱が必要と思いますがどのようなものを準備されているか分かりません。</p>	<p>個人情報を適切な管理には、組織及び例規の整備、職員の意識啓発などの管理的保護措置、個人情報を管理している施設への第三者の立入制限、施設及び設備の整備その他の物理的保護措置、個人情報に対するアクセスの制限その他の技術的保護措置が必要と考えられます。</p> <p>今後、これらの体制について、例規の整備など所要の整備を図っていきたいと考えます。</p>
4 開示請求権について	<p>開示請求権（第17条）について、成年被後見人の法定代理人の規定が欠落しています。</p>	<p>代理人による請求は、施行規則第4条において未成年及び成年被後見人の法定代理人並びに本人が開示請求をすることができないやむを得ない事由があると市長が認める場合における任意代理人に請求権を認めています。</p>
5 裁量的開示について	<p>裁量的開示（第21条）について、施行規則と内</p>	<p>裁量的開示は、不開示にすることの必要性が認</p>

	部規定である処理要綱にどのような文言を盛り込むかが気になります。	められる場合であっても、個別具体的事情によっては、開示することの利益が開示とすることによる利益に優越することが認められる場合に実施機関の高度な行政的判断により開示を行うものであり、あらかじめ一律に規定を定めることはなじまないものと考えます。
6 開示決定等の期限について	<p>開示決定等の期限（第24条）について、大阪市条例第20条では、14日以内の決定と30日以内の延長で計44日以内、高槻市個人情報保護条例（以下「高槻市条例」という。）第18条では、15日以内の決定と15日以内の延長で計30日以内、京都市個人情報保護条例（以下「京都市条例」という。）第17条では、14日以内の決定と30日以内の延長で計44日以内としています。</p> <p>京丹後市の条例案の60日以内は長すぎます。情報量の膨大な政令指定都市よりも短いのは分かりませんが、逆に長いのは問題です。</p>	<p>開示請求に対して開示決定等を行うまでの期間は、検索に要する期間、審査に要する期間、開示決定等の通知書の作成に要する期間からなり、対象文書の多寡、開示・不開示の判断の難易、第三者からの意見聴取の要否、実施機関の事務の繁忙等の要素に左右され、人口規模による情報量の多寡だけで決定期間を定めることはできません。</p> <p>例えば、本市では病院を開設しており、診療情報を本人からの開示請求が見込まれます。診療情報については、医学的見地から開示しないことが適当な場合も想定され、このような場合の開示・不開示の決定に当たっては、慎重に判断する必要があります。一定の期間が必要と考えられます。</p> <p>しかしながら、60日間必要な事案はまれであると考えられるため、45日以内に短縮して運用を図りたいと考えます。</p> <p>もっとも、期間の範囲内であっても当然、必要最小限の期間で決定することといたします。</p>
7 開示決定等の期限の特例について	開示決定等の期限の特例（第25条）について、京都市条例、大阪市条例、高槻市条例などにはこのような規定はありません。「相当の期間内」はどのようにも解釈できます。	行政機関法を参考として規定しましたが、想定される事案はまれであると考えられるため削除します。
8 個人情報の取扱いに	個人情報の取り扱いに関する情報の提供（第30	本条については、第三者情報が含まれる事案は

<p>関する情報の提供について</p>	<p>条)について、施行規則と内部規定である処理要綱にどのような文言を盛り込むかが気になります。</p>	<p>個別具体的に判断すべき事案がほとんどであると考えられます。今後、審査会の意見を聴くなど広く検討していきたいと考えます。</p>
<p>9 訂正決定等の期限について</p>	<p>訂正決定等の期限(第36条)について、大阪市条例第24条では30日以内の決定と30日以内の延長で計60日以内、高槻市条例第18条では15日以内の決定と15日以内の延長で計45日以内、京都市条例第23条では30日以内の決定と30日以内の延長で計60日以内としています。</p> <p>京丹後市の条例案の60日以内は長すぎます。情報量の膨大な政令指定都市よりも短いのが分かりますが、政令都市並みに長いのは問題です。高槻市並にすべきです。</p> <p>しかも政令指定都市を含め、これら3市には、「補正に要した日数を加えた日数」という規定はありません。この文言には、怠慢の正当化や恣意が入り込む余地があります。条例として相応しくない文言です。削除すべきです。</p>	<p>多くの地方公共団体(以下「団体」という。)の個人情報保護条例は、開示請求権に基づき開示した個人情報のみを訂正請求の対象としています。が、本市は開示請求に基づく開示情報以外の保有個人情報についても訂正請求権を認めます。</p> <p>したがって、対象となる保有個人情報の特定する期間も見込む必要があり60日以内まで期間を延長できることとしておりました。</p> <p>しかし、今回、開示請求の決定期間の延長期間を短縮しますので、それに併せて延長できる期間を45日以内に短縮することが適当と考えます。</p> <p>なお、対象となる保有個人情報を特定するために補正を求める場合にあっては、一定の期間(例えば1週間)を定めて補正を求めることとなりますので、この期間は別枠として定めるのが適当と考えます。</p>
<p>10 訂正決定等の期限の特例について</p>	<p>訂正決定等の期限の特例(第37条)について、情報量の多い政令指定都市を含め、これら京都市条例、大阪市条例、高槻市条例には特例はありません。しかも「相当の期間内」という文言は条例として</p>	<p>訂正請求が行われた場合、事実か否かの判断に長時間を要する場合もあります。例えば、学校における体罰事件で教師と生徒の主張が食い違って事実の認定に長期間を要する場合などです。</p> <p>しかしながら、このような事例はまれであると考えられるため、本条は削除します。</p>
<p>11 利用停止について</p>	<p>利用停止(第2章第5節)については、京都市条例、大阪市条例は「取扱いの是正」となっています。京丹後市の「利用停止」よりも、停止を含めた「取扱いの是正」とした方が適切だと思います。</p>	<p>「取扱いの是正」と規定されている団体には、訂正も含めて「取扱いの是正」とされるなど、団体により「取扱いの是正」の規定範囲が異なります。このことを明確にするために「取扱いの是正」</p>

		<p>ではなく「利用停止」としています。</p> <p>早期に条例制定された団体では、「取扱いの是正」と規定され、最近制定される団体は「利用停止」とされていることが多いようです。</p>
12 利用停止請求に対する措置について	<p>利用停止請求に対する措置（第44条）について高槻市条例は「中止の請求」（第16条）ですが、「30日以内」の決定であり、「15日を限度として延長」です。京丹後市の延長の際の「60日を限度」は長すぎます。</p> <p>なお、大阪市条例第27条には不服の際の再調査の規定もあります。京都市条例第28条では「審議会に報告しなければならない」となっています。</p>	<p>利用停止請求に理由があるか否かを判断するためには、利用の実態等を把握する必要があり、また、利用停止により利用停止により当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかを判断しなければなりませんので、利用停止請求に対する決定期限を30日以内として、60日を限度として延長することができることとしていたところです。</p> <p>しかしながら、延長を必要とする事案がまれであると考えられるため延長に関する規定を削除し、30日以内に決定することとします。</p> <p>決定に不服のある場合には、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき、争訟の機会を与えることとなります。</p>
13 利用停止決定等の期限の特例について	<p>利用停止決定等の期限の特例（第45条）について、第36条同様に、情報量の多い政令指定都市を含め、これら京都市条例、大阪市条例、高槻市条例には特例がありません。「相当の期間内」という文言は条例としてふさわしくない言葉です。怠慢の正当化や恣意が入り込む余地が大いにあります。この条項は削除すべきです。</p>	<p>利用停止請求の対象となる保有個人情報著しく大量であって利用停止決定等に時間を要するという事態は通常想定されませんが、利用の実態が違法といえるか否かの判断が困難で専門家の意見を聴取する必要があったり、利用停止に伴う公益上の支障の認定と利用停止の必要性の比較衡量が必要であったりするため、利用停止決定等に特に時間を要する場合が見込まれるため期限の特例の規定を定めたところです。</p> <p>しかしながら、このような事例はまれであると考えられるため、本条は削除します。</p>

14 市内の事業者等への支援について	市内の事業者等への支援（第55条）についての規定がありますが、「第4章 雑則」の中です。京都府個人情報保護条例（以下「京都府条例」という。）では、第3章第2節の事業者の項目の冒頭である第32条に事業者への「指導、助言等必要な施策を講じるものとする」が盛り込まれています。文言も京都府の方が適当と思います。	京都府条例は、事業者のみを対象とした規定ですが、本条例では市民に対する支援を含めて事業者等への支援としているため、事業者に関する章とは別の章に規定しています。 条文については、具体性のある京都府の例を参考に一部修正します。
15 罰則について	罰則について第65条に「10万円以下の過料」の規定がありますが、過料は行政罰であり、刑事罰ではありません。不正取得が罪にならないことになってしまいます。刑事罰である罰金又は科料にすべきです。	罰則規定については、同一構成要件の場合は同一の量刑が適当と判断し、行政機関法に規定する罰則に準じて罰則を定めております。 行政上の秩序罰にとどまっているのは、保有個人情報の中には個人の秘密とはいえないものも含まれているからです。不正な手段で他人の個人情報を取得する行為には行政刑罰が適用すべきというように、社会通念が変化すれば本条も見直しが必要となると考えます。

提出いただきましたご意見は、原文を一部要約して掲載しましたのでご了承ください。